

国立大学法人滋賀医科大学における教員の任期に関する規程

平成16年4月1日制定

平成28年3月24日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、滋賀医科大学における教員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めて雇用する教員の職等)

第2条 本学において任期を定めて雇用する教員は、全ての教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

2 前項の規定に基づき雇用する教員の任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表1に定めるとおりとする。

3 前項の規定に関わらず、動物生命科学研究センターの准教授、助教及び助手の任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表2に定めるとおりとする。

4 第2項の規定に関わらず、医学系研究科の教授の任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表3に定めるとおりとする。

5 再任に関する具体的事項は、学長が別に定める。

(労働契約上の同意)

第3条 教員を任期を定めて雇用する場合には、あらかじめ別紙様式により、当該雇用予定者の同意を得なければならない。

(任期と定年の関係)

第4条 任期中（再任後の任期中を含む。）に国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則第19条に定める定年を迎える教員の任期の末日は、第2条第1項から第3項までの規定にかかわらず、同規則第17条第1項第1号に定める定年退職の日とする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日から、引き続き任期を付して雇用されている教員の任期の末日は、第2条第1項から第3項までの規定にかかわらず、現に付された任期の末日とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第2条第2項関係)

対象となる職	任 期	再任に関する事項	備 考
教 授	5年	再任可。	
准教授 講 師 助 教 助 手	5年	再任可。ただし、再任は2回までとする。	

別表2 (第2条第3項関係)

教育研究組織	対象となる職	任 期	再任に関する事項	備 考
動物生命科学 研究センター	准教授 助 教 助 手	5年	再任可。	

別表3 (第2条第4項関係)

研究科	対象となる職	任 期	再任に関する事項	備 考
医学系研究科	教 授	4年	再任可。ただし、主たる指導教員として指導中の大学院生を持つ場合に限り、4年間の再任を可とする。	

別紙様式

同 意 書

年 月 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

氏 名
(自署)

私は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び国立大学法人滋賀医科大学における教員の任期に関する規程第3条の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学〇〇〇〇として、下記のと通りの任期を定め雇用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

注) 〇〇部分には、教育研究組織及び職を記入する。

国立大学法人滋賀医科大学における教員の任期に関する規程の 取扱いについて

平成16年3月24日教授会決定

滋賀医科大学における教授の任期は、1期10年として、再任回数¹の制限はしないものとする。

しかし、民法の規定により5年を超える任期は無効とされるため、規程上、教授の任期は1期5年とし、1期目の任期5年経過後の評価は原則として再任（注）とし、実効として10年の任期を保障するものとする。

なお、3期目（15年経過時点）及び5期目（25年経過時点）においても同様とする。

（注）原則として再任

ここでの再任できない場合とは、本人が再任を望まない場合、組織の廃止等で任期の有無にかかわらず雇用できない場合をいう。